

衆議院法務委員会ニュース

【第204回国会】令和3年5月12日（水）、第20回の委員会が開かれました。

1 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（内閣提出第36号）

・上川法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）稲田朋美君（自民）、稲富修二君（立民）、池田真紀君（立民）、寺田学君（立民）、藤野保史君（共産）、串田誠一君（維新）、高井崇志君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

稲田朋美君（自民）

本年3月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案

- ア スリランカ人女性の収容中のビデオ映像を開示すべきとの指摘に対する法務大臣の見解
- イ 退去強制令書が発付された者の定義及び我が国から退去させなければならない理由
- ウ 今回の改正により外国人の人権が更に守られることになることの確認
- エ 今回の改正により全件収容主義が改められ、長期収容が解消されることになるか否かの確認

稲富修二君（立民）

本年3月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案に係るビデオの開示

- ア 過去にも東日本入国管理センターのカメルーン人男性の死亡事案や名古屋刑務所の受刑者死亡事案でビデオを開示していることから、本件においてもマスクング等の措置を講ずれば保安上の問題なく開示可能ではないかとの指摘に対する法務大臣の見解
- イ 来日している遺族へのビデオの開示の可否についての法務大臣の見解
- ウ 遺族から遺族自身が見ることを目的としたビデオの開示の要求があった場合の対応
- エ 本件の検証を行う第三者にはビデオが開示されているにもかかわらず、遺族には開示されない理由

池田真紀君（立民）

本年3月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案

- ア 事案の検証を行う第三者
 - a 第三者5名の男女比
 - b 女性の第三者を選任する旨の法務大臣の指示の有無
- イ 当該スリランカ人女性のDV被害
 - a 当該女性は収容施設に収容するのではなく、DV被害者として保護すべき対象であったのではないかと考えに対する法務大臣の認識
 - b 情報の隠蔽・改ざんや、被害者として保護されるべき当該女性を犯罪者扱いする記述が見られるなど、中間報告は信用できないことから調査をやり直すべきとの指摘に対する法務大臣の見解

寺田学君（立民）

- (1) 入管法を執行する際に出入国在留管理庁に対する国民の信頼が必要不可欠か否かについての法務大臣の見解
- (2) 出入国在留管理庁が信頼たり得る組織と判断する上で、本年3月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案に関する最終報告書が重要な資料か否かについての法務大臣の見解

(3) 難民認定手続の一次審査の際に弁護士の同席を認めることについての法務大臣の見解

藤野保史君（共産）

- (1) 技能実習先企業の役員と監理団体の役員との兼務に関する全国的な実態把握の有無
- (2) 本法案の本質が、安価な労働力として受け入れたものの何らかの事情で在留資格を失った外国人を早急に帰国させるため、その出口となる退去強制手続について出入国在留管理庁に更なる裁量と権限を与えることにあるのではないかととの考えに対する法務大臣の見解

串田誠一君（維新）

本年3月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案

- ア 5月7日の当委員会において出入国在留管理庁次長が当該女性の病状について「ちょっと痛い」との答弁をするに当たり参照した資料
- イ 支援者の話では自立して歩けない状況にあった当該女性の病状について「ちょっと痛い」と評価した根拠

高井崇志君（国民）

本年3月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案

- ア 中間報告の作成に当たり当該女性の支援者の話をしっかり聞く姿勢を持っていたかの確認
- イ 同事案に対する名古屋出入国在留管理局職員の対応の適否に対する出入国在留管理庁長官の見解
- ウ 名古屋出入国在留管理局職員の同事案への対応が不適切だったとする当該女性の支援者の話が中間報告に記載されていない理由
- エ 被収容者の死亡事案を発生させた出入国在留管理庁の組織的な問題についての出入国在留管理庁長官の見解